

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 1月 5日
【会社名】	株式会社ケーヨー
【英訳名】	Keiyo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 醍醐 茂夫
【本店の所在の場所】	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番 1号
【電話番号】	043(255)1111(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 社長室長兼財務・コンプライアンス担当 実川 浩司
【最寄りの連絡場所】	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番 1号
【電話番号】	043(255)1111(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 社長室長兼財務・コンプライアンス担当 実川 浩司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 6,912,235,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	12,567,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 上記発行数は、平成29年1月5日(木)開催の取締役会により決議された、第三者割当による新株式発行に係る募集株式数5,663,900株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数6,903,800株の合計であります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本第三者割当」といいます。)のうち自己株式の処分に係る募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 当社と割当予定先であるDCMホールディングス株式会社(以下「割当予定先」又は「DCMホールディングス」といいます。)は、平成29年1月5日付で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。)を締結しております。

4 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	新株式発行	5,663,900株	3,115,145,000
	自己株式の処分	6,903,800株	3,797,090,000
一般募集			
計(総発行株式)	12,567,700株	6,912,235,000	1,557,572,500

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、1,557,572,500円であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
550	275	100株	平成29年1月20日(金)		平成29年1月20日(金)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。

3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ケーヨー 本社	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,912,235,000	38,400,000	6,873,835,000

(注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、主に登記費用、アドバイザーの手数料、有価証券届出書等の書類作成費用等です。

(2)【手取金の使途】

本第三者割当によって調達する資金は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社の喫緊の経営課題と認識している大型店を中心とした店舗改装用資金に充当します。

具体的には、DCMホールディングスとのシナジー効果の発現を確実に最大化させ、お客様の需要を的確に捉えるとともに、お客様への訴求力を強化することを目的に、DCMホールディングス及びそのグループの店舗運営を参考にした改装による改善効果が高いと見込まれる大型店を中心に、店舗の増改築、レイアウトの変更、取扱商品拡充のための什器備品の設置等の改装を行っていく予定です。これらの店舗改装は、下記に記載のとおり平成29年度より開始し、平成31年度には全ての対象店舗(41店舗の予定)の改装を完了させることを予定しております。なお、調達資金を実際に支出するまでは、当社預金口座で適切に管理する予定です。

具体的な資金使途	改装店舗数	投資予定金額 (百万円)	支出予定時期
店舗改装資金	7店	1,247	平成29年度
	18店	3,156	平成30年度
	16店	2,784	平成31年度
計	41店	7,187	-

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	DCMホールディングス株式会社	
	本店の所在地	東京都品川区南大井六丁目22番7号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第10期(自平成27年3月1日至平成28年2月29日) 平成28年5月30日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第11期第1四半期(自平成28年3月1日至平成28年5月31日) 平成28年7月7日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第11期第2四半期(自平成28年6月1日至平成28年8月31日) 平成28年10月7日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は割当予定先の普通株式860,890株(発行済株式総数の0.60%)を保有しております。(平成29年1月5日現在)
		割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先の完全子会社であるDCMホームマック株式会社は当社の普通株式513,437株(発行済株式総数の0.86%)を保有しております。(平成29年1月5日現在)
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

c 割当予定先の選定理由

当社は、昭和49年9月にホームセンター事業に進出して以来、関東地区を中心として、甲信地区、東海地区、近畿地区と店舗エリアを拡大させ、地域の需要に合わせた展開を進めてまいりました。また、「チェーンストア経営によって豊かな消費生活を多くの人々が毎日楽しめるような社会を実現する」という企業理念の下、お客様の需要に合わせて便利な買い物と安さを提供し、品揃え枠の拡大によりお客様の生活スタイルにあった商品やサービスの提供に努めてまいりました。

一方、DCMホールディングスは、国内最大のホームセンターグループとして37都道府県に655店舗(平成28年12月1日現在)を展開し、地域のニーズに合わせた店舗形態による新規出店とドミナントエリア強化、自社開発商品「DCMブランド」の積極展開、お客様に支持される売場づくりのための商品提案方法の強化、コスト低減活動への取り組み等により業容の拡大に取り組んでまいりました。また、DCMホールディングス設立後、「奉仕・創造・団結」というDCMホールディングスの理念に賛同いただき「DCM(Demand Chain Management) = お客様視点からの流通改革」の具現化を共に目指す仲間を迎えることにより、事業基盤の一層の強化を図ってまいりました。

事業環境に目を向けると、わが国経済は、政府の経済対策や金融政策による円安・株高を背景に、緩やかな回復基調が見られましたが、長引く欧州経済の停滞や中国を含む新興国の成長鈍化による景気下振れリスク等、先行きについては不透明な状況が続いております。斯様な中、小売業界においては、消費者の節約志向等により個人消費の動向は不透明さを増し、また業態を越えた販売競争もあり、依然として厳しい経営環境にあります。また、ホームセンター業界におきましても、大手を中心とした積極的な出店による店舗の大型化や店舗数の増加が進み、足許は競争の激化が進行している状況にあります。

このように業態を越えた競争環境が激しくなっている状況下、当社及びDCMホールディングスは、平成28年4月5日付「DCMホールディングス株式会社と株式会社ケーヨーの業務提携及び経営統合に向けた協議開始のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、両社の業務提携により経営規模を拡大することで仕入・販売促進・店舗管理等における業務の効率化、売上高の向上、経費の削減等のメリットをお互いが十分に享受することが見込まれ

ること、また、それぞれが得意とする地盤が異なり重複する店舗が少なく地域の補完性が見込まれることから、相互の協力関係を形成することによるシナジー効果を引き出し、当社及びDCMホールディングスの企業価値を向上させることを目的として、早期の業務提携及び経営統合に向けた協議を行うことに合意をいたしました。

上記プレスリリース公表後には両社の代表者を共同委員長とする統合検討委員会を発足させるとともに、各種分科会も設置した上で、具体的な業務提携の内容に加え、株式交換を前提にシナジー効果を効率的かつ早期に実現させるための方法についても、検討・協議を重ねてまいりました。両社で協議を進めていく中で、当社は、当社の収益力及び企業価値を向上させるためには、各店舗の集客力を強化するとともに、より効率的な経営体制や店舗開発体制等を構築することが不可欠であり、これらを実現するための施策として本資本業務提携が最善であると判断するに至りました。より具体的には、当社の喫緊の経営課題として認識している大型店を中心とした改装を行うことで、お客様の需要を的確に捉え、且つ、お客様への訴求力を強化し、さらには、DCMホールディングスとの提携関係の形成・強化を通じて、スケールメリットを活かした効率的な経営体制の構築、両社の強み・ノウハウを活用した積極的な商品開発や店舗の開発・運営を早期に実現することが可能となると考えます。また、本資本業務提携の一環として行う本第三者割当を通じて必要な資金を調達することで、当社の財務状況の健全化も図られることとなり、両社の企業価値を向上させることにつながると考えております。

なお、今回の資金調達にあたっては、金融機関からの借入れも考えられますが、多額な資金が必要になることもあり、財務の健全性を確保しつつ、長期的安定的な資金をもとに事業の継続を行うべく、自己資本を充実させることが可能なエクイティ・ファイナンスによる資金調達がより望ましいと考えております。そして、上記のようなDCMホールディングスとの提携関係の形成・強化を図るには、公募増資や株主割当の手法ではなく、第三者割当が最善の資金調達手法であると判断いたしました。

以上より、当社及びDCMホールディングスは、平成29年1月5日付で本資本業務提携契約を締結することに合意し、DCMホールディングスに対して、本第三者割当を実施することにいたしました。

なお、現時点において、本第三者割当の実施後にDCMホールディングスが当社株式を追加で取得する予定はなく、当社は上場を維持する方針です。

当社及びDCMホールディングスは、本資本業務提携契約において、以下の事項に関する業務提携を行うことを合意しました。

仕入・販売促進・物流体制

共通商品の導入によりスケールメリットを活かした値入改善、販売促進の効果拡大、物流網の整備により、より効率的な経営体制を構築してまいります。

商品開発

これまでに両社がそれぞれ培ってきたプライベートブランド開発のノウハウを活用することにより、今まで以上にお客様及び地域のニーズに合致した商品を開発してまいります。また、本資本業務提携契約締結後、適切な期間を経た上で、両社のプライベートブランドを「DCMブランド」へ統一してまいります。

店舗開発・運営

両社の店舗開発機能及び店舗管理・運営等のノウハウを共有することにより、より効率的かつ機動的な出店、店舗運営を目指してまいります。

役員及び従業員の派遣

平成29年5月に開催する定時株主総会での承認を前提として、当社はDCMホールディングスへ非常勤取締役を1名派遣し、DCMホールディングスは当社へ非常勤取締役を1名派遣する予定です。また、当社が商品開発等の分野でDCMホールディングスへ従業員を派遣することで、両社のノウハウを最大限共有してまいります。

- d 割り当てようとする株式の数
当社普通株式 12,567,700株

e 株券等の保有方針

当社は、DCMホールディングスから、本第三者割当により割り当てる株式の保有方針について、中長期的に保有する意向であることを確認しております。

また、当社は、DCMホールディングスから、払込期日より2年以内に、DCMホールディングスが本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であり内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、DCMホールディングスから、本第三者割当の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、DCMホールディングスの第11期第2四半期にかかる四半期報告書(平成28年10月7日提出)に記載されている財務諸表により、DCMホールディングスがかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

DCMホールディングスは、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している東京証券取引所市場第一部の上場会社であります。

また、当社は、DCMホールディングスが東京証券取引所に提出した平成28年5月31日付コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「全役員・従業員に対し、遵守事項に「反社会的勢力との関係断絶」を記した「コンプライアンス・プログラム」を配布し、「誓約書」を徴求しております。また、取引先に対しては、契約書に反社会的勢力排除の条項を盛り込んでおり、取引先が反社会的勢力と判明した場合には、契約を解除できるように定めております。」と定めていることを確認しております。

以上より、当社は、DCMホールディングス及びその役員又は経営に実質的に関与するものが反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本第三者割当の発行価格につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式終値565円を基準とし、かかる値から2.7%のディスカウントである550円といたしました。

ディスカウント率を2.7%とした理由につきましては、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社の喫緊の経営課題である大型店の収益性の改善には、改装に必要となる多額の資金を財務の健全性を確保しつつ、機動的に調達することに加え、本資本業務提携を通じたDCMホールディングスとの相互の協力関係が必要であると判断しております。また、割当先であるDCMホールディングスは長期的な株式保有を目的としており、これらの要素を踏まえた合理的な範囲内のディスカウントの検討が必要であると判断し、DCMホールディングスとの間で慎重に交渉・協議を重ね、また、当社取締役会において発行規模や目的が類似すると想定される過去の事例の発行条件等を参考にしつつ、当該発行価格による本第三者割当の実行について審議を行った結果、ディスカウント率を2.7%とすることが合理的であると判断いたしました。

当該発行価格550円は、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間(平成28年12月5日から平成29年1月4日まで)の終値平均値550円(単位未満四捨五入。終値平均につき以下同様)に対し0.0%のプレミアム、同3ヶ月間(平成28年10月5日から平成29年1月4日まで)の終値平均値537円に対し2.4%のプレミアム、同6ヶ月間(平成28年7月5日から平成29年1月4日まで)の終値平均値530円に対し3.8%のプレミアムとなります。

かかる算定により算出される発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らし、特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。

当社の監査等委員会からは、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、発行価格は割当予定先に特に有利な発行価格に該当しない旨の取締役の判断について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして、法令に違反する重大な事実は認められず、上記発行価格が割当予定先に特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により、DCMホールディングスに対して割り当てる当社普通株式の数量12,567,700株は、平成29年1月5日現在の当社普通株式の発行済株式総数59,476,284株に対して21.13%(議決権総数525,122個に対する割合23.93%)に相当し、株式の希薄化が生じることとなりますが、本第三者割当により、店舗リニューアル投資による集客力の強化やプライベートブランドの統一、共同仕入れ等によるコスト競争力の強化、および財務基盤の強化が実現され、当社の企業価値を向上させることができるため、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合
DCMホールディングス株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番7号	-	-	12,567,700	19.31%
ケーヨー従業員持株会	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号	7,056,933	13.44%	7,056,933	10.84%
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号	3,551,600	6.76%	3,551,600	5.46%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,154,700	6.01%	3,154,700	4.85%
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	2,620,365	4.99%	2,620,365	4.03%
ケーヨー楨の会	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号	1,826,000	3.48%	1,826,000	2.81%
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	1,500,000	2.86%	1,500,000	2.30%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,461,100	2.78%	1,461,100	2.25%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,437,814	2.74%	1,437,814	2.21%
株式会社千葉興業銀行	千葉県千葉市美浜区幸町二丁目1番2号	1,363,833	2.60%	1,363,833	2.10%
計	-	23,972,345	45.65%	36,540,045	56.15%

(注) 1 平成28年8月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。

3 上記の他、平成28年8月31日現在6,903,607株を自己株式として所有しております。

4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成28年8月31日現在の総議決権数(525,122個)に本第三者割当により増加する議決権数(125,677個)を加えた数(650,799個)で除して算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第78期(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)平成28年5月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第79期第1四半期(自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日)平成28年7月8日関東財務局長に提出

事業年度 第79期第2四半期(自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日)平成28年10月7日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年1月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年5月31日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年1月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成29年1月5日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年1月5日)までの間において生じた変更その他の事項はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成29年1月5日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ケーヨー 本社
(千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。